

公告

長野県立こども病院での医事事務業務委託業者について、公募により事業者を選定するので、次のとおり公告します。

令和2年12月1日

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県立こども病院長 中 村 友 彦

1 公募内容

(1) 件名

長野県立こども病院医事事務業務委託

(2) 概要

長野県立こども病院において医事業務（別途交付する「仕様書」に記載された内容及び契約の相手方となる候補者からの提案事項）を行う事業者を公募により選定するものです。

(3) 業務を行う施設

① 所在地

長野県安曇野市豊科3100

② 施設の名称

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県立こども病院

(4) 委託期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで（4年間）

(5) 医事事務委託業者に係る条件等

長野県立こども病院医事事務業務委託プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）によります。

2 応募資格要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。

- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たすものであること。

3 手続等

- (1) 書類の提出先及び問い合わせ先

長野県安曇野市豊科3100

長野県立こども病院事務部医療情報管理課医事企画係

電話 0263 (73) 6700 内線 3327 ファックス 0263 (73) 5432

電子メール kodomo-iryojoho@pref-nagano-hosp.jp

- (2) 募集要項等の配布期間

- ① 配布期間

令和 2 年 12 月 1 日（火）から令和 2 年 12 月 18 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

- ② 配布場所

(1) に同じ

- (3) 企画提案書等の提出

- ① 提出方法

募集要項に示している企画提案書等を作成の上、持参してください。

- ② 提出期間

令和 2 年 12 月 17 日（木）から令和 3 年 1 月 6 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

- ③ 提出場所

(1) に同じ

- (4) 質問の受付及び回答

- ① 提出方法

この公告による企画提案書の提出に当たって、質問がある場合には、任意様式でファックス又は電子メールにより提出してください。

- ② 受付期限

令和 2 年 12 月 21 日（月）まで（最終日は午後 5 時まで）

- ③ 質問への回答

質問書の提出があった日の 4 日以内に、参加表明者全員にファックス又は電子メー

ルにより回答する。

(5) プレゼンテーションの日程及び場所

① 日程

令和3年1月25日（月）から令和3年1月29日（金）までの指定する日

② 場所

別途指定する場所

4 企画提案書の評価及び選定方法

(1) 企画提案書の審査は、「長野県立こども病院医事事務業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置された、長野県立こども病院医事事務業務委託に係るプロポーザル審査委員会において書類審査及びプレゼンテーションの審査により評価します。

(2) (1)で最高の評価を得た提案者を契約の相手方となる候補者とします。

5 その他

詳細は、募集要項によります。